

伊總人入第35号
令和2年4月9日

所 属 長 様

副 市 長

緊急事態宣言に伴う感染症対策の徹底について

新型コロナウィルス感染症への対応として、政府から4月7日に特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されたところである。

爆発的な感染拡大を防止するため、人と人の接触を7割から8割削減することを目指した国民に対する外出自粛が要請されていること等を踏まえ、この期間の対応について下記事項を周知徹底されるよう通達する。

記

- 1 感染経路を特定できない症例が増加していることから、各自が家族を含めて従前に増して行動抑制と健康管理を徹底するとともに、不調を感じた場合は休暇を取得して療養し、速やかに所属長を通して研修厚生課に状況を報告すること。
- 2 超過勤務命令の上限時間を月45時間としているところであるが、疲労の蓄積（易感染症）を避けるため、これまで以上に抑制の意識を持ち、超過勤務命令は必要最低限とすること。
- 3 「伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る業務継続計画（BCP計画※）について必要に応じて見直した上で、5月6日までに実施する必要のある業務を厳選し、できる限り少人数で運営できる職場体制を工夫すること。
また、5月6日まで積立休暇の取得要件を撤廃するので、この休暇も活用して交替による休暇取得や時間有給を取得し時短勤務をするなど、職場及び通勤途上での接触機会の低減に努めること。
- 4 感染拡大防止にむけ、勤務においてはこれまでの対応に加え、以下の行動を徹底すること。
 - (1) 飛沫感染の防止について
メール、電話を活用して、職員同士の接触機会を減らすこと。また対面時には、適切な距離を確保すること。
50人以上が集まる会議は禁止するとともに、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。また、やむを得ず会議を開催する場合には、参加者は必ずマスクを着用すること。

(2) 換気の徹底について

窓の開閉が可能な場合は、30分に1回以上、数分程度窓を全開にすること。複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放し、窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

(3) 共用物品、機器の消毒について

デスク、パソコンなどの物品・機器等の共用ができる限り回避し、共用物品、機器については適宜消毒すること（※詳細は別途通知）。

(4) 昼食時等の混雑回避について

701会議室を昼食時の休憩場所として開放するので、密接・密集を避けること。
また、テーブルで向かい合っての食事は避けること。

5 欽送迎会や懇親会への参加、国内外の旅行等、感染拡大の要因となる行動は、すでに予定されているものであっても厳に慎むこと。

6 職員やその家族に新型コロナウィルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合はもちろん、風邪を罹患した者や花粉症の症状がある者等に対して、職場内外において理不尽な扱いや攻撃的、差別的な言動を行わないこと。

7 上記「5」「6」については、これらの行動を把握したときは、公務員としての信用失墜行為とみなすので、留意すること。

以上